

八戸市保育士修学資金貸与条例（案）の制定について

1. 制定の目的

将来市内の保育所等において保育士としてその業務に従事しようとする者で市内の養成施設に在学するものに対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、その修学を支援し、もって市内の保育所等における保育士の確保及び保育の質の向上に資することを目的とする。

2. 条例の主な内容

対象者	以下の 2 要件を満たす者。 ①将来市内の保育所等において保育士としてその業務に従事しようとする者 ②市内の養成施設に在学する者												
修学資金の貸与	市内の養成施設に在学している者の申請により、無利息で資金を貸与する。												
貸与の額等	貸与の額：月額 4 万円 貸与の期間：養成施設を卒業する日の属する月までの間（通算 24 月が上限）とする。												
返還債務の免除	養成施設を卒業後 1 年以内に、市内の保育所等において保育士としてその業務に就き、引き続き従事した場合には、その従事期間に応じて返還を免除する。（ただし、従事期間が修学資金の貸与を受けた期間以上である場合に限る。） <table><thead><tr><th>（従事期間）</th><th>（免除額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 年以上 2 年未満</td><td>貸与した額の 5 分の 1 に相当する額</td></tr><tr><td>2 年以上 3 年未満</td><td>貸与した額の 5 分の 2 に相当する額</td></tr><tr><td>3 年以上 4 年未満</td><td>貸与した額の 5 分の 3 に相当する額</td></tr><tr><td>4 年以上 5 年未満</td><td>貸与した額の 5 分の 4 に相当する額</td></tr><tr><td>5 年以上</td><td>貸与した額の全額</td></tr></tbody></table>	（従事期間）	（免除額）	1 年以上 2 年未満	貸与した額の 5 分の 1 に相当する額	2 年以上 3 年未満	貸与した額の 5 分の 2 に相当する額	3 年以上 4 年未満	貸与した額の 5 分の 3 に相当する額	4 年以上 5 年未満	貸与した額の 5 分の 4 に相当する額	5 年以上	貸与した額の全額
（従事期間）	（免除額）												
1 年以上 2 年未満	貸与した額の 5 分の 1 に相当する額												
2 年以上 3 年未満	貸与した額の 5 分の 2 に相当する額												
3 年以上 4 年未満	貸与した額の 5 分の 3 に相当する額												
4 年以上 5 年未満	貸与した額の 5 分の 4 に相当する額												
5 年以上	貸与した額の全額												
返還	返還理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与期間の 2 倍に相当する期間内において月賦又は半年賦の均等払いにより行う。												

3. 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

4. 奨学金の呼称

「八戸市未来の保育士応援奨学金」とする。

5. 今後のスケジュール

平成 30 年 3 月 貸与条例及び条例施行規則制定
5 月 養成施設において貸与申請を受付
7 月 貸与の決定
10 月 第 1 期（4～9 月）分の修学資金の入金